

通達甲警第49号

令和5年7月25日

本部内各部課長  
警察学校長 殿  
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察心理カウンセラー運用要綱の改正について

心理カウンセラーによる犯罪被害者及びその家族又は遺族に対する支援については、茨城県警察心理カウンセラー運用要綱（平成29年7月13日付け通達甲警第51号別添）により実施してきたところであるが、この度、刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、同要綱の一部を改めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察心理カウンセラー運用要綱の制定について（平成29年7月13日付け通達甲警第51号）は、廃止する。

記

主な改正点

「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改めた。

## 別添

### 茨城県警察心理カウンセラー運用要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する精神的な支援を行うため、警務部警務課犯罪被害者支援室に勤務する心理カウンセラーの運用等に関し必要な事項を定める。

#### 第2 任務

心理カウンセラーは、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- (1) 被害者等の精神状態を早期に把握し、被害者等に必要な助言等を行うこと。
- (2) 被害者等に対しカウンセリングを行うこと。
- (3) 警察職員に対し被害者等への対応方法等に関し必要な助言、指導等を行うこと。
- (4) 被害者支援に従事する警察職員の心理的影響に対し必要な助言及び指導を行うこと。
- (5) その他犯罪被害者支援に関すること。

#### 第3 運用

##### 1 派遣

- (1) 警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、殺人、不同意性交等、不同意わいせつ、死亡ひき逃げ等の事件が発生した場合において、被害者等の精神的被害が大きいため心理カウンセラーによるカウンセリングが必要であると認めるときは、心理カウンセラー派遣要請書（別記様式第1号）により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に心理カウンセラーの派遣を要請する。
- (2) 警務課長は、(1)の派遣要請を受けた場合において、必要と認めるときは、心理カウンセラーを派遣する。

##### 2 報告

- (1) 心理カウンセラーは、カウンセリングを行ったときは、その都度、結果をカウンセリング結果報告書（別記様式第2号）により警務課長に報告する。
- (2) (1)の報告を受けた警務課長は、カウンセリング結果報告書の写しを当該心理カウンセラーの派遣先の警察署長等（以下「派遣先警察署長等」という。）に送付する。

### 3 通報

警務課長は、心理カウンセラーが行ったカウンセリングのうち、必要があると認めるものについては、派遣先警察署長等に通報する。

### 4 専門的助言

(1) 警察本部の所属（事件の捜査を担当する所属に限る。）の長及び警察署長（以下「事件担当所属長」という。）は、被害者等への対応方法等について、被害者支援に従事する所属職員に対する心理カウンセラーの専門的助言を警務課長に積極的に依頼すること。

(2) 被害者支援に従事する警察職員は、犯罪被害者の状況を間近に見ることや、被害者等の感情の表出に直面することで、極めて強いストレスを受ける場合があることから、事件担当所属長は、心理的影響を受ける所属職員に対する心理カウンセラーの専門的助言を警務課長に積極的に依頼すること。

### 5 留意事項

(1) 警察署長等は、犯罪の被害により発生した被害者等の精神的被害に対する初期的な対応の重要性について所属職員に周知徹底するとともに、心理カウンセラーの派遣を積極的に要請すること。

(2) 被害者等に対するカウンセリングは、捜査状況を勘案しつつ、被害者等の状況に応じた適切な時期に実施すること。

(3) カウンセリングの実施場所は、警察署の相談室等カウンセリングに適した場所とすること。ただし、被害者等の希望等により他の場所が適当と認められる場合は、この限りでない。

警 務 課 長 殿

署 (隊) 長

心 理 カ ウ ン セ ラ ー 派 遣 要 請 書

日 時	年 月 日 ( ) 午前・後 時 分から	
場 所	1 警察署相談室 ( 警察署) 2 その他 ( )	
被 害 者	住 居 職 業 電 話 氏 名 生年月日 年 月 日生 ( 歳) 男・女	
カウ ン セ リ ン グ 対 象 者	1 被害者本人 2 その他 (被害者との関係 ) 住 居 職 業 電 話 氏 名 生年月日 年 月 日生 ( 歳) 男・女	
被 害 の 概 要	事 件 名	
	被 害 の 日 時	年 月 日 午前・後 時 分頃
	被 害 の 場 所	
	負 傷 の 程 度	
	被 害 の 状 況	
	捜 査 の 経 過	
カウ ン セ リ ン グ の 必 要 性 (心身の不調等)		
備 考		

年 月 日

警 務 課 長 殿

警務課犯罪被害者支援室  
職 氏名

カウ ン セ リ ン グ 結 果 報 告 書

実 施 月・日	年 月 日 ( ) 午後 時 分から 午後 時 分まで	
実 施 場 所	1 相談室 ( 警察署) 2 その他 ( )	
被 害 者	住 居 職 業 電 話 氏 名 生年月日 年 月 日生 ( 歳) 男・女	
カウ ン セ リ ン グ 対 象 者	1 被害者本人 2 その他 (被害者との関係 ) 住 居 職 業 電 話 氏 名 生年月日 年 月 日生 ( 歳) 男・女	
事 案 の 概 要		
カウ ン セ リ ン グ 内 容		
措 置 及 び 結 果		
備 考		
	年累計	
	月受理件数	